特定非営利活動法人まひろ　定款

第一章　総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人まひろという。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区奥沢三丁目31番地4号W.OKUSAWA4階に置く。

第3条（目的）

この法人は、障害者をはじめ「働く」ということをつうじて支援を必要とする方を対象に、障害者雇用の啓発事業や地域社会づくりの事業や専門学校や大学などにおける社会体験活動を通じた就業支援事業、その他の事業を行い、個々人の包括的なキャリアの充足と、豊かな社会づくりに資することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(5) 子どもの健全育成を図る活動
(6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業など就業・雇用にかかる事業
(2) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業
(3) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業、特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害者児相談支援事業をはじめとした相談事業

(4) 若年者の健全な育成と社会参加にかかる事業
(5) こどもと親の健康及び、地域づくりに関する事業
(6) 福祉機関職員を含めたメンタルヘルス事業
(7) 地域サービスの向上や拠点づくりなどの豊かな社会づくりに関する事業
(8) これら事業にかかる普及啓発など、その他目的を達成するために必要な事業

2　この法人は、次のその他の事業を行う。
(1) これらにかかる各種研修や講演、出版事業

3　前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章　会員

第 6 条（種別）
　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

第 7 条（入会）
　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条（入会金及び会費）
　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条（会員の資格の喪失）
　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき
（2）本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき
（3）継続して１年以上会費を滞納したとき
（4）除名されたとき

第 10 条（退会）
　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条（除名）
　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事長の議決により、これを除名することができる。
（1）この定款に違反したとき
（2）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 12 条（拠出金品の不返還）
　会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第三章　役員

第 13 条（種別及び定款）
　この法人に、次の役員を置く。
（1）理事　３人以上７人以内
（2）監事　１人以上２人以内

2　理事のうち１人を理事長とし、１人以上３人以内を副理事長とする。

第 14 条（選任等）
　理事及び監事は、理事会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
（1）理事長　　1人
（2）副理事長　1人以上3人以内

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）
　理事長及び、副理事長は、この法人の業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること
（2）この法人の財産の状況を監査すること
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
（5）理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

第16条（任期等）
　役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者ま

たは現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）
　理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）
　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）
　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第四章　会議

第20条（種別）
　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（総会の構成）
　総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条（総会の権能）
　総会は、以下の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）その他、運営に関する重要事項

第 23 条（総会の開催）
　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき
（2）正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき
（3）監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

第 24 条（総会の招集）
　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事会が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条（総会の議長）
　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 26 条（総会の定足数）
　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ議決することはできない。

第 27 条（総会の議決）
　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条（総会での表決権等）
　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条（総会の議事録）
　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）正会員総数
（3）出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（4）審議事項
（5）議事の経過の概要及び議決の結果
（6）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印または署名しなければならない。

第 30 条（理事会の構成）
　理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条（理事会の権能）
　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（1）事業計画及び予算並びにその変更

(2) 事業報告及び決算
(3) 役員の選任及び、職務とその報酬
(4) 入会金及び会費の額
(5) 資産の管理の方法
(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条のおいて同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) 解散における残余財産の帰属
(8) 事務局の組織及び運営
(9) 総会に付議すべき事項
(10) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(11) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）
理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

第33条（理事会の招集）
理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）
理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）
理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

第 36 条（理事会の表決権等）
　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条（理事会の議事録）
　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人が記名押印または署名しなければならない。

第五章　資産

第 38 条（資産の構成）
　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄付金品
（4）財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

第 39 条（資産の区分）
この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

第 40 条（資産の管理）
この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第六章　会計

第 41 条（会計の原則）
この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 42 条（会計の区分）
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

第 43 条（事業年度）
この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 44 条（事業計画及び予算）
この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条（予備費）
予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 46 条（予算の追加および更正）
予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予

算の追加または更正をすることができる。

第 47 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 48 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第七章　定款の変更、解散及び合併

第 49 条（定款の変更）

この法人が法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

2　この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第 50 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 51 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

第 52 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第八章　公告の方法

第 53 条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第九章　事務局

第 54 条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第 55 条（職員の任免）
　事務局長及び職員の任命は、理事長が行う。

第 56 条（組織及び運営）
　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十章　雑則

第 57 条（細則）
　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人が成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	根本　真理子
副理事長	朝日　雅也
副理事長	金澤　朋広
監事	金子　健太郎

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（1）入会金　正会員　　（個人・団体）　　0 円

	賛助会員	（個人・団体）	0円	
(2) 年会費	正会員	（個人・団体）	10,000円	
	賛助会員	（個人・団体）	1口3,000円	（1口以上）

附則

この定款は、平成24年12月13日から施行する。
この定款は、平成26年2月28日から施行する。
この定款は、平成26年11月11日から施行する。
この定款は、平成27年3月3日から施行する。
この定款は、平成30年6月4日から施行する。
この定款は、令和元年7月17日から施行する。
この定款は、令和2年2月3日から施行する。